

# 第8回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

## 目次

### 事業報告

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

###### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

###### ① 企業集団の財産及び損益の状況

###### ② 当社の財産及び損益の状況

###### (3) 対処すべき課題

###### (4) 主要な事業内容

###### (5) 主要な営業所及び工場

###### (6) 使用人の状況

###### (7) 主要な借入先の状況

###### (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

#### 2. 会社の現況

##### (1) 株式の状況

##### (2) 新株予約権等の状況

##### (3) 会社役員等の状況

###### ① 事業年度中に退任した取締役

###### ② 責任限定契約の内容の概要

###### ③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

###### ④ 社外役員に関する事項

##### (4) 会計監査人の状況

#### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

##### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

##### (2) 運用状況の概要

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### 連結計算書類

#### 連結貸借対照表

#### 連結損益計算書

#### 連結株主資本等変動計算書

#### 連結注記表

### 計算書類

#### 貸借対照表

#### 損益計算書

#### 株主資本等変動計算書

#### 個別注記表

### 監査報告

#### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 計算書類に係る会計監査報告

#### 監査等委員会の監査報告

## AIAIグループ株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 事業報告

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社は、2021年11月18日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から3月31日に変更いたしました。その経過措置として、前連結会計年度は2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月間となっております。

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の普及や緊急事態宣言の解除等により、厳しい状況が徐々に緩和され、社会経済活動正常化の傾向が見られております。

一方で、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れリスクは予断を許さない状況であり、世界的なエネルギー高や物価高には引き続き注視する必要があります。

このような環境の下、政府においては、「次元の異なる少子化対策」が掲げられ、また、2023年4月に「こども家庭庁」が発足し、国策としての少子化対策が一層強化されることが予想されます。出生率の減少、及び待機児童数も解消に向かっているものの、女性の就業率の上昇にともない保育園利用ニーズは当面底堅く、上述の政策的な後押しも期待できることから、良好な事業環境が引き続き継続することが見込まれます。

人口問題の解決、少子高齢化社会への取り組みに貢献すべく、当社グループはチャイルドケア事業における新規施設の開設に取り組んでまいりました。当連結会計年度における新規施設の内訳は以下のとおりとなりました。

・チャイルドケア事業の新規開設施設

地域及び施設数	種類	入所定員 (名)	開園日
東京都 3施設	認可保育園	146	2022年4月1日
千葉県 2施設	認可保育園	130	
千葉県 4施設	多機能型施設	40	
千葉県 1施設	多機能型施設	10	2022年5月1日
10施設 合計		326	

これらの結果、当社グループが運営する施設数は下記のとおりとなりました。  
 [チャイルドケア事業施設数の推移]

(単位：施設)

	2018年 12月期末	2019年 12月期末	2020年 12月期末	2022年 3月期末	2023年 3月期末現在
認可保育園	34	48	65	71	76
小規模保育施設	8	8	8	8	8
受託・認可外	1	－	－	－	－
多機能型事業所	－	－	－	12	17
放課後等デイサービス	10	9	7	－	－
児童発達支援等	2	2	2	－	－
合計	55	67	82	91	101

[ライフケア事業施設数の推移]

(単位：施設)

	2018年 12月期末	2019年 12月期末	2020年 12月期末	2022年 3月期末	2023年 3月期末現在
生活介護施設	1	1	1	1	1
サービス付き 高齢者向け住宅	1	1	1	1	1
住宅型有料老人ホーム	1	1	1	1	1
合計	3	3	3	3	3

また、下記の2023年4月1日開設の4施設はいずれも予定どおり開設が行われております。  
その他神奈川県1施設において、利用定員数を拡大し移転いたしました。

(2024年3月期 開設予定 (チャイルドケア事業) )

地域及び施設数	種類	入所定員 (名)	予定時期
東京都 2施設	認可保育園	105	2023年4月1日
千葉県 1施設	認可保育園	55	
神奈川県 1施設	認可保育園	60	
4施設 合計		220	

これらの結果、当連結会計年度の売上高は10,822,455千円、営業利益は80,713千円、経常利益は413,579千円、親会社株主に帰属する当期純損失は506,112千円となりました。

セグメント事業別の経営成績は、次のとおりです。

#### イ. チャイルドケア事業

既存施設及び新規施設の稼働が順調に推移したことにより、売上高は10,180,335千円となりました。期首での採用費、新規開園に伴う関連費用が発生したものの、施設職員配置の適正化などの収支改善効果の結果、セグメント利益は392,275千円となりました。

#### ロ. ライフケア事業

既存施設の稼働は高水準を維持し、売上高は432,358千円となりました。一方で、採用費他原価の負担も重く、セグメント損失は18,400千円となりました。

#### ハ. テック事業

保育ICTシステム等の期中の売上高の伸びは限定的となり、売上高は202,791千円となりました。一方で、固定資産の減損処理を実施しており、減価償却費の負担減から、セグメント利益は46,533千円となりました。

### 事業別売上高

事業区分	第7期 (2022年3月期) (前連結会計年度)		第8期 (2023年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
チャイルドケア事業	11,273,785千円	94.1%	10,180,335千円	94.1%	－千円	－%
ライフケア事業	487,217	4.1	432,358	4.0	－	－
テック事業	213,233	1.8	202,791	1.9	－	－
その他	895	0.0	6,969	0.0	－	－
合計	11,975,131	100.0	10,822,455	100.0	－	－

注： 2021年11月18日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から3月31日に変更いたしました。その経過措置として、第7期は2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月間となっております。このため、対前期増減については記載しておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2019年12月期)	第 6 期 (2020年12月期)	第 7 期 (2022年3月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	5,915,464	8,318,190	11,975,131	10,822,455
経 常 利 益 (千円)	5,385	276,960	461,294	413,579
親会社株主に帰属 する当期純利益又は親 会社株主に帰属 する当期純損失(△) (千円)	△31,965	150,732	116,616	△506,112
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	△13.39	57.51	42.98	△180.34
総 資 産 (千円)	7,777,305	10,498,311	12,066,403	11,742,756
純 資 産 (千円)	961,575	1,431,991	1,590,062	1,340,947
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	366.82	521.84	569.21	433.12

(注) 1. 第5期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 2021年11月18日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から3月31日に変更いたしました。その経過措置として、第7期は2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2019年12月期)	第 6 期 (2020年12月期)	第 7 期 (2022年 3月期)	第 8 期 (当事業年度) (2023年 3月期)
売 上 高 (千円)	712,282	752,610	292,995	264,126
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (千円)	17,395	13,115	△29,242	△14,876
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)	61,404	38,777	△192,585	△522,502
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	25.73	14.80	△70.98	△186.18
総 資 産 (千円)	2,218,219	3,724,749	4,319,399	4,639,999
純 資 産 (千円)	1,179,318	1,509,072	1,375,797	1,101,022
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	454.96	550.80	490.93	354.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2021年11月18日開催の臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算期（事業年度の末日）を毎年12月31日から3月31日に変更いたしました。その経過措置として、第7期は2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月間となっております。

### (3) 対処すべき課題

出生率の減少のほか待機児童数は全国的に解消に向かっているものの、女性の就業率の上昇にともない保育園利用ニーズは当面底堅く、加えて政府において「次元の異なる少子化対策」が掲げられ、また2023年4月に「こども家庭庁」が発足し、国策としての少子化対策が今後一層強化されることが予想されます。

こうした環境下、当社グループは引き続き「人口問題を解決する」を使命に、東京都、千葉県、神奈川県及び大阪府において認可保育施設（AIAI NURSERY）と児童発達支援事業所（AIAI PLUS）を中心に展開し、主力事業であるAIAI NURSERYを軸に「保育」と「療育」と「教育」の3つの「育」を一体的に提供する「AIAI三育圏」の展開に注力すべく、重要課題として次の事項に取り組んでまいります。

#### ① AIAI NURSERYの基盤の維持・拡大

待機児童が解消に向かいつつある局面でも、直営認可保育施設「AIAI NURSERY」について、引き続き高いニーズ及び投資対効果が見込めるエリアに絞ってドミナント戦略に基づく新規開設を継続するとともに、M&Aも視野に入れながら今後の業界再編を見据えた取り組みも進め、安定的な収益基盤の維持・拡大を図ります。

また、大学院との包括連携協定や社内ライセンス制度を通じた保育士の専門性向上カリキュラムを職員向けに提供し、職員の多様なキャリアパスの実現サポート等を通して離職率の低減を図るとともに、集中採用や効率的な配置によって引き続きコストの抑制に努め、安定的な収益の維持に取り組みます。

#### ② 保育と療育のシナジー効果の発揮

待機児童が解消に向かいつつある一方で障害児の数は増加傾向にあるなか、児童の発達支援に関して利用者の多様化するニーズに応えるため、AIAI PLUSにおける専門的な療育サービスを引き続き提供し、インクルーシブな保育を推進します。

また、AIAI PLUSでは従来の通所型サービスのほか、発達に関するプログラムの専門家が保育所等を訪問して同種のプログラムを提供する保育所等訪問支援サービスも展開し、AIAI NURSERYとの連携をさらに強化していくことで、当社グループにおける保育と療育のシナジー効果を一層高め、収益力のさらなる強化を図ります。

③ 保育と教育のシナジー効果の発揮

今後も選ばれる園として引き続き保育の質の向上を図るとともに、AIAI NURSERY利用者の小学校へのスムーズな就学を支援するため、魅力的な幼児教育プログラムを展開します。小学校入学に不可欠な読み書きをはじめとした知識教育プログラムのほか、創造的な思考力を育む思考教育プログラム等、保護者や子どもにとって魅力あるカリキュラムを充実させ、園児の獲得と収益力のさらなる強化を図ります。

(4) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
チャイルドケア事業	認可保育園、小規模保育施設、多機能型事業所の運営
ライフケア事業	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営
テック事業	保育テック事業
その他	グループ会社の管理、経営支援業務

(5) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本社：東京都墨田区

② 子会社

(運営施設数)

地域区分	施設数
関東地方	88施設
関西地方	16施設
合計	104施設

(6) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
チャイルドケア事業	1,136 (719) 名	44名減 (41名増)
ライフケア事業	31 (28)	4名減 (1名増)
テック事業	6 (6)	10名減 (4名減)
全社	3 (7)	7名減 (1名増)
合計	1,176 (760)	65名減 (39名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載していません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3 (7) 名	7名減 (1名増)	47.7歳	3.58年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社千葉銀行	2,970,752千円
株式会社横浜銀行	2,822,214
独立行政法人福祉医療機構	1,390,000

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 3,054,381株 |
| ③ 株主数      | 1,517名     |
| ④ 大株主      |            |

株主名	持株数	持株比率
株式会社アニヴェルセルHOLDINGS	1,064,550株	34.9%
貞松成	501,091	16.4
social investment株式会社	315,000	10.3
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	109,700	3.6
株式会社SBI証券	55,500	1.8
曾根敬文	53,700	1.8
能瀬彰介	50,000	1.6
ML INTL EQUITY DERIVATIVES	36,900	1.2
AIAIグループ従業員持株会	28,434	0.9
日本証券金融株式会社	28,100	0.9

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役 (社外役員を除く)	5,860株	4名

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2023年3月31日現在)

名 称		第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年12月11日
新 株 予 約 権 の 数		910個
新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 91,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 51,800円 (1株当たり 518円)
権 利 行 使 期 間		2019年12月12日から 2027年12月11日まで
行 使 の 条 件		(注)
役 員 の 保 有 状 況	監査等委員でない 取締役(社外役員 を除く)	新株予約権の数 910個 目的となる株式数 91,000株 保有者数 1名
	監査等委員でない 社外取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名
	監査等委員である 取締役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2022年6月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第7回新株予約権、第8回新株予約権

(2023年3月31日現在)

名 称	第7回新株予約権	第8回新株予約権
割 当 日	2022年7月1日	2022年7月1日
新 株 予 約 権 の 数	200個	1,800個
新 株 予 約 権 の 目 的 となる株式の種類と数	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 180,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 320円	新株予約権1個当たり 231円
新株予約権の行使に際 して出資される財産の 価額	1株につき 1,000円	1株につき 1,500円
権 利 行 使 期 間	2022年7月4日から 2025年7月3日まで	2022年7月4日から 2025年7月3日まで
割 当 先	三田証券株式会社	三田証券株式会社

### (3) 会社役員の状況

#### ① 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
坪井 均	2022年6月23日	退任	社外取締役 SMBC日興証券株式会社 執行役員コーポレートファイナンス本部長 兼 企業公開共同本部長
浅見 雅光	2022年6月23日	退任	取締役 CDO
内田 昌昭	2022年6月23日	退任	取締役（監査等委員） AIAI Child Care株式会社 監査役 株式会社CHailD 監査役 AIAI Life Care株式会社 監査役 一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会 監事

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各監査等委員である社外取締役との間において責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が、その職務の遂行について、善意で重大な過失がないことを条件に、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による公序良俗に反する行為に起因する損害等については、填補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 監査等委員 野口洋氏は、株式会社トビムシの代表取締役、株式会社東京・森と市庭の代表取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

- ・監査等委員 豊泉美穂子氏は、みなと協和法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員	野口 洋	当事業年度に開催された取締役会22回のうち20回に出席し、公認会計士並びに企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、専門的な立場から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち12回に出席し、当社の会計及び内部統制等について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 監査等委員	豊泉 美穂子	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、主に法務、コンプライアンスに係る議案の審議に関する監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席し、当社のコンプライアンス体制について、適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 双研日栄監査法人

② 報酬等の額

	双 研 日 栄 監 査 法 人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたしません。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、取締役及び従業員が法令及び社会通念などを遵守した行動をとるために「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を作成し、取締役及び従業員に周知し、法令、定款及び反社会的勢力との取引断絶を企業活動の前提とすることを徹底する方針です。

ロ. コンプライアンスに関する活動を推進するため、当社グループでは、取締役及び監査等委員で構成したコンプライアンス委員会を設置しております。全体に関する統括責任者として代表取締役を委員長に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持には、コンプライアンス統括責任者と各部門責任者が連携してあたります。また、コンプライアンス活動の調整窓口として、人事総務部にコンプライアンス委員会事務局を設置しています。

ハ. 内部監査人を設置し、内部監査方針、内部監査計画、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況などについて監査等委員会、会計監査人と連携するとともに、内部監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告しております。

ニ. 「内部通報規程」を定め、グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期発見し是正するために「内部通報制度」を構築し、運用しております。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、それぞれの保存媒体に応じて法令・社内規程などに基づいて適時適切に閲覧可能な状態で管理・保存しております。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」を作成し、全社的なリスク及び組織横断的さらには、各組織に発生するリスクの管理及び対応を実施しております。また、従来想定されていなかった種類のリスクが新たに生じた場合には、代表取締役が速やかに対応責任者を定め対応を実施しております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催しております。また、業務分掌及び職務権限を整理し、効率的な業務執行ができる体制を構築しております。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
イ. 当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、事業及び経営に関する事項については、あらかじめ報告し、協議の上で決定するとともに、当社の取締役会で子会社の経営状況について報告を受け、経営の適正性について担保しております。  
ロ. 子会社の取締役には、当社の監査等委員以外の者若しくは従業員が就任するとともに、当社から監査等委員を派遣し、子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築しております。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は監査等委員からの求めに応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を配置する方針です。
- ⑦ 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員の意見を聴取し、代表取締役はそれを尊重する方針としております。当該使用人に対する指示の実効性を担保するために、使用人への業務指示及び勤務管理等は、常勤監査等委員が実施することとしております。また、使用人の業務結果等は常勤監査等委員へ直接報告するものとし、それを常勤監査等委員が代表取締役へ報告するフローを構築しております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
イ. 監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関

する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を受けております。

ロ. 取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査等委員がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う体制を構築しております。

ハ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査等委員に報告する体制を構築しております。

ニ. 取締役及び使用人が、監査等委員へ報告したことを理由とする不利な取扱い及び報復行為等を禁止するものとしております。

- ⑨ 監査等委員職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行に生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行が円滑に行われるようにするため、一定の基準を定め、常勤監査等委員に直接の決裁権限を付与しております。また、前払についても事前申請の上で認めております。

- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行っており、また、必要に応じて監査法人あるいは内部監査人、弁護士との連携をとり、意見や情報の交換を行っております。

- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、経理規程及び各種管理規程を設け、適切な会計処理を行えるように努めております。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。これらにより、当社グループの全ての役員及び従業員は反社会的勢力の絶縁が極めて重要なものと認識しております。社内的な体制としては、反社会的勢力に関する業務を統括する部署は人事総務部と定め「反社会的勢力対応マニュアル」に従い反社会的勢力などとの関係遮断に努めております。各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

## (2) 運用状況の概要

- ① 取締役会にて法令及び取締役会規程に定められた事項や重要事項を決定及び継続的に審議したほか、月次の業績の分析・対策・評価を実施するとともに、各取締役から業務執行の報告を受け、法令・定款への適合性や業務の適正性の観点で審議いたしました。
- ② 監査等委員会にて監査方針、監査計画を協議決定し、監査等委員は定期的に代表取締役との意見交換、取締役及び使用人へのヒアリングを実施したほか、取締役会へ出席し、内部監査部門の業務監査報告の聴取、重要書類監査、事業所及び子会社監査等を行いました。
- ③ 四半期毎にコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する運用状況・課題等を協議・共有化いたしました。
- ④ 「コンプライアンス通報窓口」を継続的に運用し、内部通報制度の有効性を担保しています。通報された内容のうち重要性が高いものについては、コンプライアンス委員会に報告されております。

#### 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の拡大と株主の利益増加に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

#### 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的に剰余金の配当等を行うことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第1項各号の定めに基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができること、配当に関しては、中間配当及び期末配当の年2回行えることを定款で定め、機動的に利益還元が行える体制を整えております。

現在、当社は事業拡大の段階にあり、内部留保については、そのための設備投資や財務体質の強化等を優先しているため、これまで配当を実施しておりません。また、当事業年度においても同様の方針としております。

将来的には、経営成績及び財政状況を勘案の上、株主への利益還元を実施していく所存ですが、現時点において剰余金の配当等の実施時期については未定であります。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,362,376	流動負債	2,012,744
現金及び預金	1,306,353	1年内返済予定の 長期借入金	972,735
売掛金及び契約資産	1,142,093	リース債務	17,147
未収入金	467,956	未払法人税等	39,296
その他	446,208	未払費用	478,575
貸倒引当金	△235	賞与引当金	78,824
固定資産	8,380,380	その他	426,164
有形固定資産	7,121,735	固定負債	8,389,065
建物及び構築物	5,369,628	長期借入金	7,427,814
機械及び装置	192,214	繰延税金負債	163,854
リース資産	280,937	リース債務	263,789
建設仮勘定	752,820	退職給付に係る負債	78,120
その他	526,134	資産除去債務	422,040
無形固定資産	210,690	その他	33,446
のれん	204,884	負債合計	10,401,809
その他	5,806	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,047,954	株主資本	1,319,825
投資有価証券	71,149	資本金	176,064
長期貸付金	197,274	資本剰余金	1,331,226
敷金及び保証金	639,492	利益剰余金	△187,176
繰延税金資産	38,207	自己株式	△288
その他	143,829	その他の包括利益累計額	2,714
貸倒引当金	△42,000	退職給付に係る調整累計額	2,714
資産合計	11,742,756	新株予約権	18,406
		純資産合計	1,340,947
		負債純資産合計	11,742,756

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,822,455
売上原価		9,475,557
売上総利益		1,346,898
販売費及び一般管理費		1,266,185
営業利益		80,713
営業外収入	450,741	
補助金の収入	40,719	491,460
営業外費用		
支払利息	76,632	
支開園準備費	36,460	
支払手数料	39,387	
その他	6,113	158,594
経常利益		413,579
特別利益		
固定資産売却益	38,375	
資産除去債務戻入益	2,870	41,245
特別損失		
固定資産除売却損	149	
減損	549,621	
補助金返還	13,400	
貸倒引当金繰入	42,000	
事業整理	43,575	
製品保証費用	10,530	
のれん償却	19,780	679,057
税金等調整前当期純損失		224,232
法人税、住民税及び事業税	242,872	
法人税等調整額	39,008	281,880
当期純損失		506,112
親会社株主に帰属する当期純損失		506,112

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から )  
( 2023年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	45,315	1,200,477	318,935	△288	1,564,440
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	126,946	126,946			253,893
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△506,112		△506,112
譲渡制限付 株式報酬	3,802	3,802			7,604
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合 計	130,748	130,748	△506,112	-	△244,614
当連結会計年度末残高	176,064	1,331,226	△187,176	△ 288	1,319,825

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△6,555	△6,555	32,177	1,590,062
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)			△14,583	239,309
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△506,112
譲渡制限付 株式報酬				7,604
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	9,270	9,270	812	10,082
当連結会計年度変動額合計	9,270	9,270	△13,770	△249,115
当連結会計年度末残高	2,714	2,714	18,406	1,340,947

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 AIAI Child Care株式会社  
株式会社CHaiLD  
AIAI Life Care株式会社

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの 移動平均法による原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

機械及び装置 5年～17年

工具器具備品 3年～15年

- ロ. 無形固定資産  
ソフトウェア                      自社利用のソフトウェア              社内における利用可能期間（5年）に基づき定額法によっております。
  
- ハ. リース資産                      所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産              リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
  
- ③ 重要な引当金の計上基準
  - イ. 貸倒引当金                      売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  
  - ロ. 賞与引当金                      従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

ロ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理する方法を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ハ. 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、資産の取得原価に算入しております。

二. 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)チャイルドケア事業

児童福祉法に基づき、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、区市町村長に認可された保育施設であります。「子ども・子育て支援新制度」の下、国及び自治体が負担する施設型給付及び地域型保育給付を委託費として交付を受けて運営しております。

収益の大部分は利用者への保育サービスの提供によって履行義務が充足されます。内閣府の定めた公定価格及び自治体が定めた補助金交付要綱に基づき、在籍園児数、在籍職員数等に応じて委託費及び補助金を自治体へ請求したときに一時的に収益を認識しております。

一方で、一部の収益については、自治体の補助金交付要綱に基づき、職員への人件費や、園の家賃の支払いを行うことで、徐々に履行義務が充足されるため一定期間にわたり収益を認識しております。

(2)ライフケア事業

老人福祉法、介護保険法、健康保険法及び障害者総合自立支援法に基づく必要な許認可等を取得したうえで、利用者の身体の状態や環境に合わせて介護及び障害福祉サービスを提供しております。当

社は利用者とのサービス契約書に基づき、利用者に対して各種介護及び障害福祉サービスの履行義務を負っております。利用者へのサービスの提供によって履行義務が充足され、各種法令に定める金額に基づき収益を認識しています。

また、当社は利用者との間の介護施設利用契約に基づき、居室及び食事等を提供する履行義務を負っております。サービスへの提供により履行義務が充足された時点で、収益を認識しております。

### (3) テック事業

テック事業については、保育ICTシステム等のサービスを提供しております。これらのサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、当該契約期間に応じて契約に基づく取引価格を按分し、収益を認識しております。

#### (会計方針の変更)

##### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度の期首より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

##### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

#### (会計上の見積りに関する注記)

##### (1)繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 38,207千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性及び将来加算一時差異の充分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

将来の課税所得は、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画の前提となった数値は、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づいて見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

## (2)固定資産の減損

### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	7,121,735千円
無形固定資産	210,690千円
減損損失	549,621千円

### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてチャイルドケア事業及びライフケア事業については施設ごとにテック事業については会社単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。資産グループごとに、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、または主要な資産の市場価格の著しい下落等により、減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産グループには減損の認識の判定を実施しております。減損の認識の判定は、各資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの総額と各資産グループの固定資産の帳簿価額の比較により実施しております。減損の認識が必要な場合、減損の測定に当たっては加重平均資本コストを基礎として算定した割引率等を使用して求められた割引後将来キャッシュ・フローの総額である使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額の切り下げを行っております。

将来キャッシュ・フローは、取締役会等で承認された事業計画に基づいており、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが用いている内部の情報に基づく見積りを行っております。

当該見積りについて、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

## (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大が当社グループの業績に与える影響は軽微であり、当連結会計年度以降も重要な影響がないという仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

しかしながら、本感染症の収集時期は不透明であり、今後の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物 139,816千円

② 担保にかかる債務

1年内返済予定の長期借入金 9,647千円

長期借入金 142,995千円

---

計 152,642千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,274,778千円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
東京都目黒区等	チャイルドケア事業	建物及び構築物他	206,184
東京都台東区	ライフケア事業	建物及び構築物他	31,616
東京都墨田区	テック事業	無形固定資産 (その他) 他	311,820
合計			549,621

(注1) 無形固定資産 (その他) はソフトウェア等であります。

(注2) 当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてチャイルドケア事業及びライフケア事業については施設ごとにテック事業については会社単位を基礎としてグルーピングを行っております。上記資産については、収益性の低下が発生しており、帳簿価額を使用価値等の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,054,381株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 291,000株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

敷金及び保証金は、主として施設の賃借に伴い発生する差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後14年であります。金利の変動リスクに晒されているものもあります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

敷金及び保証金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財政状況の悪化等により回収懸念の早期把握と軽減を図っております。

借入金の使途は運転資金及び設備資金であります。流動リスクに晒されておりますが、担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額71,149千円）については次表に含めておりません。また、現金及び預金、売掛金及び契約資産は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

		連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)	敷 金 及 び 保 証 金	639,492千円	563,399千円	△76,093千円
(2)	長 期 借 入 金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	(8,400,549)	(8,380,330)	△20,219

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	563,399	－	563,399
資産計	－	563,399	－	563,399
長期借入金	－	8,380,330	－	8,380,330
負債計	－	8,380,330	－	8,380,330

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

敷金及び保証金

回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な指標で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しています。

## 6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他（注）	合計
	チャイルドケア事業	ライフケア事業	テック事業		
保育施設	9,603,301	－	－	－	9,603,301
多機能型事業所	554,130	－	－	－	554,130
介護施設	－	432,358	－	－	432,358
ICT事業	－	－	202,791	－	202,791
顧客との契約から生じる収益	10,157,431	432,358	202,791	－	10,792,581
その他の収益	22,904	－	－	6,969	29,874
外部顧客への売上高	10,180,335	432,358	202,791	6,969	10,822,455

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項 二. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報

① 契約資産の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高） 1,082,351千円

顧客との契約から生じた債権（期末残高） 1,142,093千円

② 当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 433円12銭

(2) 1株当たりの当期純損失 180円34銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

### (資本金の額の減少)

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、2023年6月22日開催予定の第8回定時株主総会に資本金の額の減少の件を付議することといたしました。

### 1. 資本金の額の減少の目的

資本政策の柔軟性および機動性の確保をしつつ、現在の損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全化を維持することを目的として行うものであります。

なお、資本金の額を減少させる方法としては、会社法第477条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものといたします。これは貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替作業であり、当社の純資産額には影響いたしません。また、発行済株式総数の変更はおこないませんので、当社の1株当たり利益や1株当たり純資産に影響を及ぼすこともございません。

### 2. 資本金の額の減少の要領

#### (1) 減少後の資本金の額

2023年3月31日現在の、資本金176,064,746円のうち、166,064,746円を減少して、10,000,000円といたします。

ただし、以下の場合には、減少後の資本金の額が変更する可能性があります。

・当社の発行している新株予約権が、資本金の額の効力発生日までに行使された場合。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少の日程

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ①取締役会決議日     | 2023年5月11日（木曜日） |
| ②株主総会決議日     | 2023年6月22日（木曜日） |
| ③債権者意義申述最終期日 | 2023年6月22日（木曜日） |
| ④減資の効力発生日    | 2023年6月23日（金曜日） |

計算書類

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,462,977</b>	<b>流動負債</b>	<b>397,759</b>
現金及び預金	166,255	1年内返済予定の 長期借入金	379,250
未収入金	648,050	未払金	3,044
短期貸付金	725,308	未払法人税等	3,964
その他	34,364	その他	11,500
貸倒引当金	△111,000	<b>固定負債</b>	<b>3,141,217</b>
<b>固定資産</b>	<b>3,177,021</b>	長期借入金	3,138,564
<b>有形固定資産</b>	<b>44,431</b>	退職給付引当金	2,653
建物	37,941	<b>負債合計</b>	<b>3,538,977</b>
構築物	6,294	<b>(純資産の部)</b>	
その他	195	<b>株主資本</b>	<b>1,082,615</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>520</b>	資本金	176,064
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,132,070</b>	資本剰余金	1,331,226
投資有価証券	61,149	資本準備金	503,645
関係会社株式	1,460,809	その他資本剰余金	827,580
長期貸付金	1,817,344	<b>利益剰余金</b>	<b>△424,386</b>
繰延税金資産	39,502	その他利益剰余金	△424,386
敷金及び保証金	19,816	繰越利益剰余金	△424,386
その他	121	<b>自己株式</b>	<b>△288</b>
貸倒引当金	△266,674	<b>新株予約権</b>	<b>18,406</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,639,999</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,101,022</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>4,639,999</b>

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		264,126
営 業 費 用		
売 上 原 価	32,640	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	206,532	239,172
営 業 利 益		24,953
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23,143	
そ の 他	376	23,519
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,016	
支 払 手 数 料	36,918	
そ の 他	2,414	63,349
経 常 損 失		14,876
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	35	35
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	242,067	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	200,399	
そ の 他	1,790	444,257
税 引 前 当 期 純 損 失		459,099
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	952	
法 人 税 等 調 整 額	62,450	63,402
当 期 純 損 失		522,502

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	45,315	372,896	827,580	1,200,477	98,115	98,115	△288	1,343,619
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 ( 新 株 予 約 権 の 行 使 )	126,946	126,946		126,946				253,893
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	3,802	3,802		3,802				7,604
当 期 純 損 失 ( △ )					△522,502	△522,502		△522,502
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )								
当 期 変 動 額 合 計	130,748	130,748	-	130,748	△522,502	△522,502	-	△261,004
当 期 末 残 高	176,064	503,645	827,580	1,331,226	△424,386	△424,386	△288	1,082,615

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	32,177	1,375,797
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 ( 新 株 予 約 権 の 行 使 )	△14,583	239,309
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		7,604
当期純損失 (△)		△522,502
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	812	812
当 期 変 動 額 合 計	△13,770	△274,775
当 期 末 残 高	18,406	1,101,022

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～34年

構築物 10年～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理する方法を採用しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、連結子会社への経営指導等の役務を提供しております。当該履行義務は、役務が提供された時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の営業収益、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響もありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### (1)関係会社に対する投融資の評価

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社に対する短期金銭債権	1,393,265千円
関係会社に対する長期金銭債権	1,772,366千円
貸倒引当金	335,674千円
関係会社株式	1,460,809千円
関係会社株式評価損	200,399千円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、時価を把握することは極めて困難なため、関係会社の実質価額が取得価額に比べて著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性があるか十分な証拠により裏付けられている場合を除き、減損処理を行うこととしております。また、貸付金等の債権は、関係会社の財政状態及び経営成績等を考慮して回収可能性を判断し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。事業計画等は将来の不確実な経済状況等の影響を受ける可能性があり、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

(2)繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 39,502千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、将来の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

将来の課税所得は、将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画の前提となった数値は、経営環境等の外部要因に関する情報や当社が用いている内部の情報に基づいて見積もっております。

当該見積り及び当該仮定について、市場環境の変化により前提条件が変更された場合には当社の業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- |                                   |             |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                | 7,042千円     |
| (2) 保証債務                          |             |
| 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。 |             |
| AIAI Child Care株式会社               | 1,722,332千円 |
| 株式会社CHaiLD                        | 169,720千円   |
| 計                                 | 1,892,052千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。   |             |
| ① 短期金銭債権                          | 1,393,265千円 |
| ② 長期金銭債権                          | 1,772,366千円 |
| ③ 短期金銭債務                          | 429千円       |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	257,156千円
営業費用	3,681千円
営業取引以外の取引高	22,858千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	894株
------	------

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	22,198千円
貸倒引当金	115,643千円
関係会社株式評価損	79,676千円
株式報酬費用	15,361千円
その他	1,948千円
繰延税金資産小計	234,829千円
評価性引当額	△195,320千円
繰延税金資産合計	39,508千円
繰延税金負債	
その他	△5千円
繰延税金負債合計	△5千円
繰延税金資産の純額	39,502千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1)子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	AIAI Child Care 株式会社	所有 直接 100.0%	当社が経営指導し ている。 役員の兼任あり。 資金の援助あり。 債務保証あり。	経営指導料等 (注1)	203,350	未 収 入 金	645,610
				子会社借入金の 債務保証(注2)	1,722,332	—	—
				資金の貸付(注1)	1,616,692	長 期 貸 付 金	1,547,692
					374,308	短 期 貸 付 金	614,308
				受取利息	21,237	—	—
				借入金の債務被 保証(注3)	1,990,374	—	—
子 会 社	株式会社 ChaiLD	所有 直接 100.0%	役員の兼任あり。 資金の援助あり。 債務保証あり。	子会社借入金の 債務保証(注2)	169,720	—	—
				資金の貸付(注1)	147,174	長 期 貸 付 金 (注4)	224,674
					133,000	短 期 貸 付 金 (注4)	111,000
子 会 社	AIAI Life Care 株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任あり。 債務保証あり。	借入金の債務被 保証(注3)	60,940	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件の妥当性については、市場価格等の一般取引条件を比較・勘案の上で、取締役会決議を経て行っております。
2. 親会社保証であり、取引実態を鑑み、保証料等は受け取っておりません。取締役会決議を経て行っております。
3. 債務被保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けております。  
なお、保証料の支払は行っておりません。
4. 株式会社ChaiLDの貸付金に対し、当事業年度において200,067千円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、335,674千円の引当金残高となっております。

## (2)役員及び個人株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	貞松 成	(被所有) 直接 16.4% 間接 10.3	代表取締役	新株予約権の権利行使(注1)	11,914	-	-
役員が議決権の過半数を所有している会社等	社会福祉法人成幸会(注2)	-	役員の兼任	固定資産の売却(注3)	14,000	-	-

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2017年12月11日開催の取締役会に基づき、当社が上記の者に付与した第5回新株予約権の行使によるものです。行使条件は、2017年12月11日開催の取締役会決議及びそれに基づき上記の者と契約した新株予約権割当契約書のとおりであります。
2. 社会福祉法人成幸会の理事長である貞松成氏は、当社の代表取締役であり、当社の議決権の16.4%を所有しております。
3. 当該取引は、2022年6月15日開催の取締役会決議に基づき、施設用地として当社が取得した土地について、社会福祉法人成幸会に譲渡したものであります。土地の譲渡価格については、外部の専門家不動産鑑定評価を依頼し、当該鑑定評価書の評価額と同額で譲渡しております。

## 7. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 354円55銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 186円18銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の重要な後発事象に関する注記に記載しているため、注記を省略しております。

## 監査報告

### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

AIAIグループ株式会社

取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士 渡辺 篤

業務執行社員

指定社員

公認会計士 箕輪 光紘

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AIAIグループ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AIAIグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月29日

AIAIグループ株式会社

取締役会 御中

双研日栄監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士 渡辺 篤

業務執行社員

指定社員

公認会計士 箕輪 光紘

業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AIAIグループ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係わる体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び重要な社員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の会議に出席し事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月30日

AIAIグループ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 浅見 雅 光 ㊟

監査等委員 野 口 洋 ㊟

監査等委員 豊 泉 美穂子 ㊟

(注) 監査等委員野口洋及び豊泉美穂子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上